

奈良県選挙管理委員会告示第十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三項の規定に基づき、次の施設を同条第一項第三号の施設として指定した旨、奈良市選挙管理委員会から報告があった。

令和六年五月二十八日

奈良県選挙管理委員会

委員長 森 本 俊 一

別紙のとおり

名 称	所 在 地
奈良市二名地域ふれあい会館	奈良市西登美ヶ丘5-3-9